

議 事 録

会議の名称	令和2年第7回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和2年7月27日（月）	午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第35号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (2) 第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (3) 第37号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規定 (4) 第38号議案 本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する規程 (5) 第39号議案 本庄市農業委員会事務局職員職名規程の一部を改正する規程 (6) 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (8) 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第32号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について (12) 報告第33号 買受適格証明願について 	

配付資料	<p>1 令和2年第7回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和2年第7回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 令和2年第7回総会事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>開会前に事務局から連絡をさせていただきます。</p> <p>本日のスケジュールですが、総会終了後、休憩を挟みまして、新体制調整会議を開催いたします。新体制調整会議委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、会場を5階の502会議室で行いますので、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>本日も、入口での検温や手指消毒、マスク着用を含む咳エチケットの励行や身体的距離の確保、会議室の換気等に配慮しながらの開催となり、皆が対面する形ではなく、同じ方向を向く教室方式での開催とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。今月は農地パトロールもありましたが、ご協力ありがとうございました。</p> <p>ただ今から令和2年第7回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。まだまだ新型コロナウイルスが猛威をふるっています。私も来月の4日に常設審議委員会で浦和に行く予定でしたが、急遽、書面による審査ということになりました。</p>

	<p>今月は、悪天候の中、農地パトロールにご協力いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>また、先月に農政課から説明がありました。農協から新型コロナウイルスの影響における補助等の受領会や説明会があります。農業委員、推進委員としても、率先して、周知をお願いします。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の鈴木広子委員、推進委員の黒澤委員、新井委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は8番立石委員及び9番浅見委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第35号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第35号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用</p>

	<p>集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、2ページから4ページをご覧ください。今回の申請件数は、7件です。田2筆及び畑24筆の面積合計29,522㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第35号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第35号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第35号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第36号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第36号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、6ページ及び7ページをご覧ください。申請件数は、</p>

	<p>8件で、その内訳は、所有権移転7件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。整理番号1についてですが、次の整理番号2と渡人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであり、申請地についても分筆するまでは、同じ筆であったことから、整理番号1及び整理番号2を一括して審議します。整理番号1及び2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び2を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。5-1、5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び2について立石委員の報告をお願いします。</p>
立石委員	<p>それでは、8番立石から報告させていただきます。7月23日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。8ページ、5-1と5-2の地図をご覧ください。申請地は、小山川クリーンセンターの北の集落に位置しております。先月にも同じ集落で転用申請がありました。申請事由は自己用住宅用地で周辺は集落となりつつあり、転用にあたっては特に問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1及び2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田から報告させていただきます。7月25日鈴木良美推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。9ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線から、南に400メートル入った場所にあります。申請事由は太陽光発電施設用地です。周辺は太陽光発電と山林に囲まれています。転用にあたっては特に問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高関地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。5-4については、「高速自動車国道その他の自動車道のための交通の用に供する道路の出入口」いわゆるインタ</p>

	<p>一チェンジから300m以内に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田から報告させていただきます。7月23日斎藤勇推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。10ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、関越自動車道本庄児玉インターチェンジと〇〇〇〇〇〇〇〇に挟まれた場所に位置しております。受人が現在使用している作業場と駐車場は、申請地よりも北側にありますが、車がたくさん置かれていて狭く感じました。隣接も農地でもなく、農地転用にあたっては特に問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見よりご説明させていただきます。7月23日に鯨井進委員と現地確認をしました。11ページ5-5の地図をご覧ください。</p>

	<p>申請地は、ひまわり自立支援センターから200メートルぐらい北に向かった場所にあります。申請事由は住宅の敷地拡張です。現在の建物が、南側の境界に近いために、申請地所有者の同意を受け、玄関の出入りに使用していたという状態です。今回、土地所有者が土地を譲ってくれるということで、申請に至ったということです。近隣の状況は集落に接続した農地で、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見よりご説明させていただきます。7月23日に鯨井進委員と現地確認をしました。11ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は、先ほどの5-5に隣接しています。こちらの申請事由は自己用住宅用地です。申請面積が、若干大きいですが、地図にあるとおり、進入路を含めた面積です。近隣の状況は集落に接続した農地で、転用に当たっては特に問題はないと思</p>

	<p>われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾から報告させていただきます。7月23日に武政推進委員と現地確認をしました。12ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は児玉高校、児玉中学校の東側にあります。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は元々から住宅が建ち並んでいます。転用するにあたり問題ないと思いましたが、皆さまの慎重審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑10筆及び田3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p>

	<p>ます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5－8については、農用区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	<p>11番宮部より報告します。7月23日に田島推進委員と現地を確認しました。13ページ5－8の地図をご覧ください。申請地は小山川から南に300メートル、国道254号線から西に500メートルに位置しております。</p> <p>受人は大阪に本社を置き、ベルトコンベアの製造を中心に事業を行っております。今回顧客の需要増加により、工場の建設が必要となってきました。面積は広めですが、周辺は工場化が進んでいます。転用に当たっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>整理番号8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第37号議案「本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第37号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第37号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、令和2年第2回市議会定例会で、本庄市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例が議決され、農地利用最適化推進委員の定数「25人」が「24人」に改正されたことに伴いまして、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用最適化推進委員の担当する区域の定数及び、その他、規則との整合性を図るため、様式の中の文言整理による所</p>

	<p>要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、第3条は、担当地区及び定数の規定で、本庄地区「2」を「1」に改めるものでございます。また、様式第1号及び様式第2号中「農業委員経験の有無」を「農業委員又は農地利用最適化推進委員経験の有無」に、様式第3号中「農業委員経験の有無」を「農業委員又は農地利用最適化推進委員経験の有無」に、「推薦の理由」を「応募の理由」に改めるものでございます。</p> <p>本日配布させて頂きました、別冊をご覧ください。1ページの第3条ですが、太枠で囲んである箇所、本庄地区の定数「2」を「1」に、また、4ページが推薦書の様式ですが、様式第1号の太枠の箇所「農業委員経験の有無」を「農業委員又は農地利用最適化推進委員経験の有無」に、7ページの様式第2号と10ページの様式第3号が、同様の改正になります。また、11ページの様式第3号の個人の応募書の様式ですが、太枠の箇所「推薦の理由」を「応募の理由」に改正するものでございます。</p> <p>議案書14ページに戻っていただき、附則は、施行期日を規定するもので、公布の日から施行することとしています。ただし、第3条の改正規定については、現在の委員の任期が令和3年2月9日に満了になることから、施行期日を令和3年2月10日からとするものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第37号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第37号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第38号議案「本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する規程を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第38号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第38号議案 本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法との整合性を図るため、文言整理等の所要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>議案内容ですが、第5条は、所掌事務の規定で、「農家台帳」を「農地台帳」に改めるものでございます。別冊の14ページも併せてご覧ください。太枠で囲んである箇所でございます。農地法では、農地台帳として法定台帳に位置付けられているため、農地係の所掌事務(6)「農家台帳に関すること」を「農地台帳に関すること」に改めるものでございます。議案書15ページに戻っていただき、附則は、施行期日を規定するもので、公布の日から施行することとしています。以上でございます。</p>
議長	<p>第38号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第38号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第38号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第39号議案「本庄市農業委員会事務局職員職名規程の一部を改正する規程」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第39号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第39号議案 本庄市農業委員会事務局職員職名規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市管理職員等の範囲を定める規則との整合性を図るため、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、第2条は、職名の規定で、同条第1項中「事務局長補佐」を「局長補佐」に改めるものでございます。別冊の15ページも併せてご覧ください。太枠で囲んである箇所、第2条の職名「事務局長補佐」を「局長補佐」に改めるものでございます。議案書16ページに戻っていただき、附則は、施行期日を規定するもので、公布の日から施行することとしています。以上でございます。</p>
議長	<p>第39号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第39号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第39号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第27号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第27号を説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。</p> <p>報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、18ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第28号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第28号を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、20ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第29号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第29号を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページ及び23ページをご覧ください。専決処分件数は、12件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上ござ</p>

	います。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第30号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第30号を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。 報告第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。 報告書の提出件数は、2件で、その報告書が25ページから29ページのとおりとなっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第31号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第31号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。 通知内容については、31ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第32号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第32号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。 報告第32号 農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、1件

	<p>です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第33号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第33号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第33号 買受適格証明願について、農地に係る競(公)売に参加し、最高価買受申出人となった場合は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受けられる買受適格者であることの証明について、別紙のとおり本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>証明願の内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競(公)売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

令和2年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年7月27日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席	○		鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席	○		笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	欠席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	欠席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	欠席
藤田	内田 徳晃	出席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平

書記

農地係長 飯島 崇